国立大学法人名古屋大学の役職員の報酬・給与等について

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、総長が役員の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額、又は減額することとしている。なお、職務実績は、平成20年度に国立大学法人評価委員会が実施した国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果等に基づく。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長：民間企業等における月例給の決定状況等を勘案して平成21年8月11日に出された人事院勧告を参考として、月例給を4,000円引き下げるとともに、期末特別手当の支給割合(6月期:162.5%→145%, 12月期172.5%→165%)を引き下げた。また、地域手当の支給率を11%から12%に引き上げた。

理事：上記人事院勧告を参考として、月例給を2,000～3,000円引き下げるとともに、期末特別手当の支給割合(6月期:162.5%→145%、12月期172.5%→165%)を引き下げた。また、地域手当の支給率を11%から12%に引き上げた。

理事(非常勤)：上記人事院勧告を参考として、月例給を5,000円引き上げた。

監事：上記人事院勧告を参考として、月例給を2,000円引き下げるとともに、期末特別手当の支給割合(6月期:162.5%→145%、12月期172.5%→165%)を引き下げた。また、地域手当の支給率を11%から12%に引き上げた。

監事(非常勤)：上記人事院勧告を参考として、月例給を3,200円引き上げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 21,896	千円 14,120	千円 6,021	千円 1,741 (地域手当) 13 (入試手当)	4月1日		
A理事	千円 16,923	千円 10,934	千円 4,584	千円 1,326 (地域手当) 78 (通勤手当)			※
B理事	千円 16,995	千円 10,934	千円 4,584	千円 1,326 (地域手当) 149 (通勤手当)			
C理事	千円 16,944	千円 10,934	千円 4,584	千円 1,326 (地域手当) 98 (通勤手当)			

D理事	千円 15,441	千円 9,996	千円 4,191	千円 1,212 (地域手当) 41 (通勤手当)	4月1日		
E理事	千円 15,867	千円 9,996	千円 4,191	千円 1,212 (地域手当) 466 (通勤手当)			◇
F理事 (非常勤)	千円 882	千円 882	千円	千円 ( )	1月1日		
A監事	千円 12,408	千円 8,711	千円 2,422	千円 1,047 (地域手当) 226 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 3,134	千円 3,134	千円	千円 ( )	4月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「地域手当」とは、民間の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。
注3:法人の長の入試手当は、長に就任する以前に行った入試業務に対する報酬である。
注4:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘　要	前職
法人の長	千円 9,082 (76,886)	年 5 (39)	月 0 (0)	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会による業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、総長が業績勘案率を決定	
理事A	千円 4,149 (43,491)	年 3 (26)	月 0 (4)	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会による業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、総長が業績勘案率を決定	
監事A	千円 5,460	年 5	月 0	3月31日	1.0	国立大学法人評価委員会による業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、総長が業績勘案率を決定	

注1:法人の長及び理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。
注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中における事業計画の年度計画を考慮しつつ、職種別人員管理を基に当該年度の予算の範囲内で運用するとともに、総人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢の主たる判断指標を毎年度の人事院勧告が調査・準拠した民間給与水準に求め、国家公務員の給与水準を十分考慮の上、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、本給の昇給・昇級を実施している。
また、勤勉手当(6月・12月)における成績率の増減に反映している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ成績率を決定する。
昇　給	従前の本給の号給を4分割したことにより、勤務成績に基づく様々な昇給区分を定めることが可能となり、きめ細やかな対応ができる。
昇級・降級	[昇級]勤務成績が良好な職員で、かつ本学の定める昇級基準に達した者は、上位の級に昇級させることができる。 [降級]勤務成績が良くない場合等、本学の定める降格の事由に該当した場合は、下位の級に降級させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

民間企業等における月例給の決定状況等を勘案して平成21年8月11日に出された人事院勧告を参考として、次の改正を行うとともに、地域手当の支給率を11%から12%に引き上げた。

・月例給を平均0.2%引き下げた。
・職員の所有に係る住宅に対して支給する住居手当(月額2,500円)を廃止した。
・期末・勤勉手当の年間支給割合を0.35月引き下げ、4.15月分とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 2996	歳 43.2	千円 7,454	千円 5,488	千円 112	千円 1,966
事務・技術	人 737	歳 43.4	千円 6,057	千円 4,520	千円 154	千円 1,537
教育職種 (大学教員)	人 1502	歳 47.1	千円 9,293	千円 6,783	千円 104	千円 2,510
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種（病院看護師）	572	33.5	4,873	3,644	67	1,229
技能・労務職種	8	56.6	5,949	4,433	158	1,516
教育職種（附属学校教員）	30	45.6	7,781	5,814	113	1,967
医療職種（病院医療技術職員）	143	37.7	5,481	4,091	148	1,390
指定職種	4	59	14,501	10,615	73	3,886

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	252	38.4	6,198	6,198	1	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種（大学教員）	252	38.4	6,198	6,198	1	0
医療職種（病院医師）	該当者なし					
医療職種（病院看護師）	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	12	52.6	4,313	3,205	124	1,108
事務・技術	10	49.6	3,824	2,854	123	970
教育職種（大学教員）	1					
医療職種（病院医師）	該当者なし					
医療職種（病院看護師）	該当者なし					
技能・労務職種	1					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
年俸制適用者	308	39	5,721	5,721	1	0
事務・技術	53	40.7	3,254	3,254	0	0
教育職種（大学教員・常勤）	252	38.4	6,198	6,198	1	0
教育職種（大学教員・非常勤）	3	64.5	9,167	9,167	0	0
医療職種（病院医師）	該当者なし					
医療職種（病院看護師）	該当者なし					

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注2：在外職員及び再任用職員の区分については、該当者がないため表を省略した。
注3：非常勤職員の「教育職種（大学教員）」及び「技能・労務職種」については、該当者が1人のため、
当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

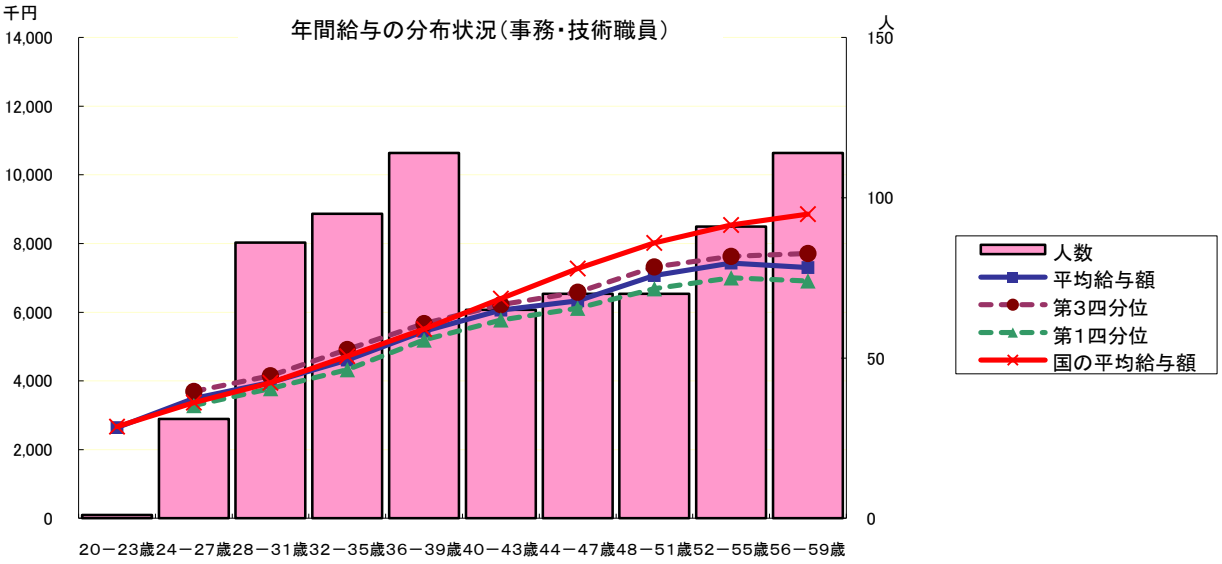

注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
注2：年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	10	56.3	9,466	10,279	11,201
課長	43	54.3	7,920	8,304	8,719
課長補佐	78	54.0	7,179	7,344	7,529
係長	303	46.0	5,749	6,304	6,946
主任	133	41.1	4,788	5,338	5,814
係員	170	32.2	3,701	4,103	4,372

注：「課長」には、「主幹」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には、「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含み、「係長」には、「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。また、「係員」とは、「事務職員」、「技術職員」及び「図書職員」を示す。

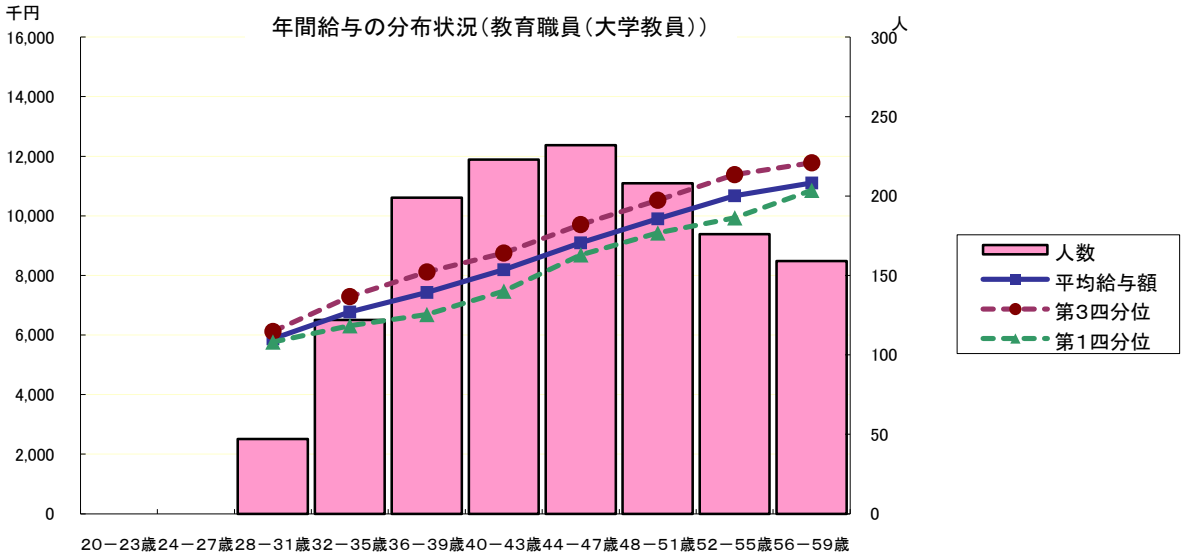

注：年齢20～23歳及び24～27歳の該当者はいない。

（教育職員（大学教員））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	591	54.2	10,434	11,058	11,684
准教授	471	44.5	8,368	8,822	9,355
講師	101	42.7	7,450	8,140	8,803
助教	328	39.1	6,321	6,756	7,243
助手	9	49.3	6,464	6,798	7,464
教務職員	2		－		－

注：教務職員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

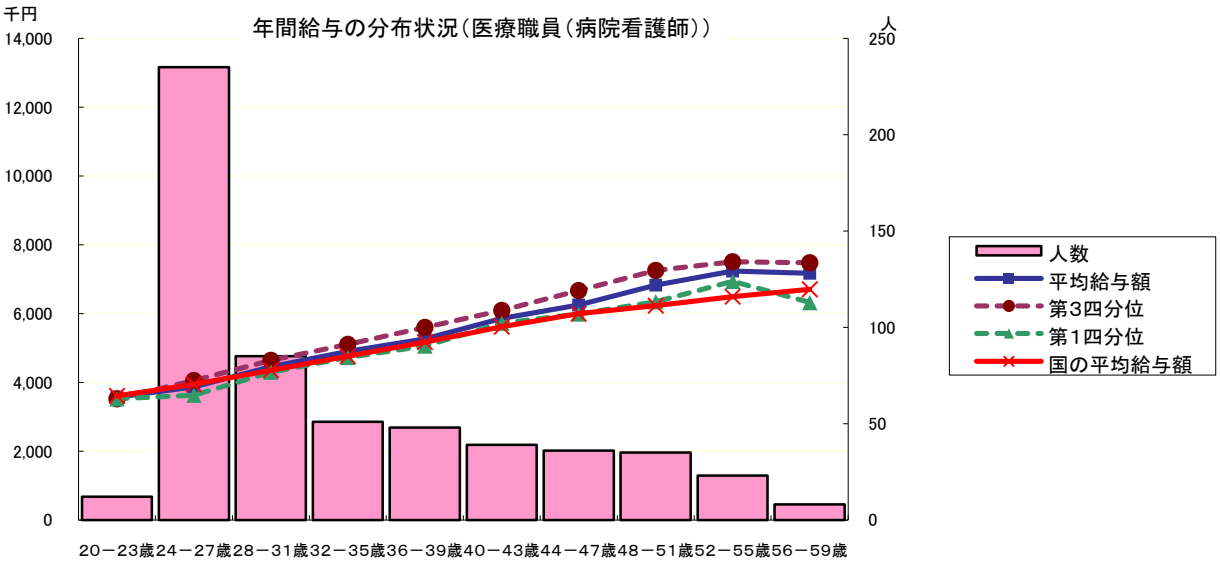

（医療職員（病院看護師））

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
看護部長	1		－		－
副看護部長	3	53.5	－	8,065	－
看護師長	37	49.6	6,688	7,127	7,480
副看護師長	77	42.1	5,426	5,952	6,573
看護師	454	30.6	3,753	4,390	4,781

注1：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。
注2：副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長
人員 (割合)	人 737	人 54 (7.3%)	人 142 (19.3%)	人 355 (48.2%)	人 124 (16.8%)	人 36 (4.9%)	人 19 (2.6%)
年齢(最高～最低)		歳 57～22	歳 58～27	歳 59～34	歳 59～43	歳 59～39	歳 59～49
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,355 ～1,958	千円 4,378 ～2,717	千円 5,658 ～3,196	千円 6,037 ～4,663	千円 6,538 ～5,002	千円 7,422 ～6,157
年間給与額(最高～最低)		千円 4,493 ～2,643	千円 5,852 ～3,636	千円 7,601 ～4,237	千円 8,157 ～6,462	千円 8,599 ～6,894	千円 9,821 ～8,205

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	総長が別に定める職務
人員 (割合)	人	人 5 (0.7%)	人 2 (0.3%)	人 (　%)	人 (　%)
年齢(最高～最低)		歳 58～50	歳 ～	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 8,270 ～7,108	千円 ～	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 11,201 ～9,466	千円 ～	千円	千円

注:8級おける該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	総長が別に定める職務
人員 (割合)	人 1,502	人 2 (0.1%)	人 337 (22.4%)	人 101 (6.7%)	人 472 (31.4%)	人 590 (39.3%)	人 (　%)
年齢(最高～最低)		歳 ～	歳 62～28	歳 60～30	歳 62～31	歳 62～37	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 ～	千円 6,299 ～3,230	千円 7,366 ～4,539	千円 7,999 ～4,289	千円 9,970 ～5,872	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 ～	千円 8,338 ～4,325	千円 9,919 ～6,255	千円 10,707 ～5,825	千円 13,999 ～8,086	千円

注:1級おける該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

（医療職員（病院看護師））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員（割合）	人 572	人 （　%）	人 454 （79.4%）	人 77 （13.5%）	人 37 （6.5%）	人 3 （0.5%）	人 （　%）	人 1 （0.2%）
年齢（最高～最低）		歳 ～	歳 59～23	歳 55～30	歳 56～41	歳 59～48	歳 ～	歳 ～
所定内給与年額（最高～最低）		千円 ～	千円 5,298 ～2,508	千円 5,236 ～3,295	千円 5,799 ～4,512	千円 6,500 ～5,301	千円 ～	千円 ～
年間給与額（最高～最低）		千円 ～	千円 7,135 ～3,363	千円 7,126 ～4,449	千円 8,065 ～6,212	千円 9,143 ～7,323	千円 ～	千円 ～

注：7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

④ 賞与（平成21年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 62.9	% 66.1	% 64.6
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	% 37.1	% 33.9	% 35.4
	最高～最低	% 47.2～34.0	% 45.9～30.1	% 44.6～32.3
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 63.6	% 67.9	% 65.9
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	% 36.4	% 32.1	% 34.1
	最高～最低	% 47.4～32.8	% 42.9～28.5	% 41.2～30.8

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 62.6	% 66.5	% 64.7
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	% 37.4	% 33.5	% 35.3
	最高～最低	% 47.6～34.6	% 46.8～30.6	% 47.2～32.5
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 63.7	% 67.9	% 66.0
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	% 36.3	% 32.1	% 34.0
	最高～最低	% 47.4～33.3	% 45.9～29.4	% 45.0～31.2

（医療職員（病院看護師））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	%	%	%
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 63.0	% 67.2	% 65.2
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	% 37.0	% 32.8	% 34.8
	最高～最低	% 47.4～33.3	% 42.9～29.8	% 45.0～31.7

注：医療職員（病院看護師）における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員）／医療職員（病院看護師））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））	90.7
対他の国立大学法人等（事務・技術職員）	104.8

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等（教育職員（大学教員））	107.1

（医療職員（病院看護師））

対国家公務員（医療職（三））	102.4
対他の国立大学法人等（医療職員（病院看護師）	106.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員　90.7 参考　地域勘案　91.0 参考　学歴勘案　89.2 参考　地域・学歴勘案　90.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当なし
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　49.0% (国からの財政支出額　43,513百万円、支出予算の総額　88,858百万円:平成21年度予算) 【検証結果】 対国家公務員(行政職(一))指数が90.7であり、適正である。
講ずる措置	対国家公務員の指数を下回っているが、国の給与制度にほぼ準拠していること、また、総人件費改革対応のため当分の間は、特に措置を講ずることは考えていないが、引き続き、適切な給与水準となるよう配慮していきたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
指数の状況	対国家公務員　102.4 参考　地域勘案　101.2 参考　学歴勘案　101.7 参考　地域・学歴勘案　100.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	附属病院が地域手当の支給区分の3級地に所在すること、及び短大3卒者のみでなく、医療の高度・専門化への対応のため大学卒者を多く採用しており、今回調査の対象となった病院看護師中、約53.8%の者が大学卒者のため対国家公務員指数を上回ったものと考えられる。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　49.0% (国からの財政支出額　43,513百万円、支出予算の総額　88,858百万円:平成21年度予算) 【検証結果】 対国家公務員(医療職(三))指数が102.4であり、おおむね適正である。
講ずる措置	対国家公務員の指数を若干上回っているが、医療の高度化、専門化に対応するため、財政状況を考慮した上で、この指数を維持していくこととしたい。

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標　104.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは、教育職員（大学教員）と国家公務員（平成15年度の教育職（一））との給与水準（年額）の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区　分	当年度（平成21年度）	前年度（平成20年度）	比較増△減		中期目標期間開始時（平成16年度）からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 25,759,743	千円 26,534,130	千円 −774,387	(%) (−2.9)	千円 −1,732,716	(%) (−6.3)
退職手当支給額 (B)	千円 3,183,164	千円 3,036,955	千円 146,209	(%) (4.8)	千円 338,237	(%) (11.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 9,680,469	千円 8,453,229	千円 1,227,240	(%) (14.5)	千円 3,886,111	(%) (67.1)
福利厚生費 (D)	千円 4,033,605	千円 4,008,236	千円 25,369	(%) (0.6)	千円 180,383	(%) (4.7)
最広義人件費 (A＋B＋C＋D)	千円 42,656,981	千円 42,032,550	千円 624,431	(%) (1.5)	千円 2,672,015	(%) (6.7)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

○「給与、報酬等支給総額」が、前年度比△2.9%となった要因
- 計画的な人員削減を行ったことにより支給総額が減少した。
- 月例給を平均0.2%、期末・勤勉手当の年間支給割合を0.35月引き下げた。

○「最広義人件費」が、前年度比1.5%増となった要因
- 前年度に比して、給与、報酬等支給総額は減少したが、外部資金等により採用した職員が増加したことにより、非常勤役職員等給与が増加した。

○中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
平成18年度以降の５年間において国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

○中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直し方針
平成18年度からの５年間において△５％以上の人件費（常勤役職員の給与）削減を行うため、計画的に人員を削減している。

総人件費改革の取組状況

年　　度	基準年度（平成17年度）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与、報酬等支給総額（千円）	28,637,324	27,694,608	26,993,454	26,534,130	25,759,743
人件費削減率（%）		−3.3	−5.7	−7.3	−10.0
人件費削減率（補正値）（%）		−3.3	−6.4	−8.0	−8.3

注1:「人件費削減率（補正値）」とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注2：基準年度（平成17年度）の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。